

【令和6年度午後の部第36問答案用紙】

第1欄

誰に帰属するか	A
理由	増築部分が建物と別個独立の存在を有せず、その構成部分となっている場合には、増築部分の所有権は当該建物の所有者に帰属するから。

第2欄（甲土地及び乙建物）

(1)

(2)

(3)

登記の目的		1番抵当権抹消	所有権一部移転	抵当権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	令和4年2月22日解除	令和4年3月25日代物弁済	令和4年3月25日保証委託契約による求償債権 令和4年4月1日設定
	上記以外の申請事項等	権利者 A 義務者 生駒大和信用金庫	権利者 持分10分の7 X 義務者 A	債権額 金900万円 損害金 年14% 債務者 奈良県奈良市小山町15番地3 X 抵当権者 ひかり信用保証株式会社 設定者 A X
添付情報		アキコナ	ウクスツ	イオクシ (Xが乙建物の甲区2番で通知を受けたもの) スソヌ
登録免許税		金2,000円	金3万3,300円	金3万6,000円
不動産の表示		<input type="checkbox"/> 甲土地 <input type="checkbox"/> 乙建物	<input type="checkbox"/> 甲土地 <input type="checkbox"/> 乙建物	<input type="checkbox"/> 甲土地 <input type="checkbox"/> 乙建物

第3欄 (甲土地)

(1)

(2)

登記の目的		1番所有権登記名義人住所変更	所有権移転
申請事項等	登記原因及びその日付	令和4年5月2日住所移転	令和6年1月20日遺贈
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 住所 奈良県丹生郡今川町 1305 番地 申請人 亡A	権利者 X 義務者 亡A
添付情報		エタテ	エオソツテ
登録免許税		金 1,000 円	金 16 万 4,000 円

第4欄

A	現に
B	相続人
C	相続財産の清算人
D	自己の財産におけるのと同じ
E	保存

第5欄（丙土地）

登記の目的	1番所有権登記名義人住所氏名変更
登記原因 及びその日付	令和4年5月2日住所移転 令和6年1月20日相続人不存在
申請人	申請人 亡A相続財産清算人 法務 新
登録免許税	金1,000円

※7/8（月）16：00現在の解答です。今後、変更する場合がありますので、最新の解答は当校Webサイトをご覧ください。

※この解答はクリアールが作成したものです。無断複写・複製を禁止いたします。